

## 令和3年度 第3回秩父市総合教育会議 次第

令和4年3月22日（火）15時～

歴史文化伝承館5階 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 令和4年度 教育関係の主要事業について

(2) 給食全般について

4 その他

5 閉 会

## 秩父市総合教育会議設置要綱

## (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に基づき、秩父市の教育に資するため、秩父市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

## (分掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 秩父市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 秩父市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## (組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

## (会議)

第4条 総合教育会議は市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

## (意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

## (会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、別に定める手続きにより、あらかじめ市長にその旨を申し出、許可を受けなければならない。

## (議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取したものによる議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、公表する。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、市長室地域政策課において処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

## 秩父市総合教育会議傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、秩父市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

### (傍聴の許可)

第3条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名、住所その他市長の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、市長の許可を受けなければならない。

### (傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴を不適當と認める者

### (禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

### (退場)

第6条 傍聴人は、市長が会議を非公開としたとき、傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

### (指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則  
(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 8 月 29 日総合教育会議決定、一部改正)  
この要領は、平成 28 年 8 月 29 日から施行する。

# 秩父市教育大綱〔令和3(2021)年度～令和7(2025)年度〕

## 【基本理念】

社会の変化に対応して生き抜く力を身に付ける秩父の教育を推進し、秩父の未来を担う人材を育成する

## 【基本方針】

### 1 社会の変化に対応して生き抜く力を身に付ける教育

社会の変化に対応し、創造力豊かな生き方ができる子どもたちを育成するため、「読み書き・計算＋英語」など基礎学力の向上を図るとともに、学習意欲を高める教育を進めます。さらに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身に付けることを目指します。

また、幼児教育、特別支援教育などの推進や教職員の資質向上に努めます。

### 2 秩父のよさを活かした特色ある教育と優れた才能や個々の能力を伸ばす教育

ふるさと秩父の恵まれた環境を活用した学習活動を組み込み、秩父への親しみや愛着を一層深める教育を進めます。

また、優れた才能や個性を伸ばす教育を進めます。特に、現代のグローバル社会に対応できる英語力の向上や超スマート社会（Society 5.0）に対応したICT教育の充実にも取り組んでいきます。

### 3 生涯学び続けられる環境、スポーツ・文化に親しむことができる環境の実現

多様化する生涯学習のニーズに応えるため、スポーツや文化芸術の振興、公民館活動の活発化、図書館の利便性向上、文化財の保存・活用などに取り組み、人生を豊かなものにできる学習環境づくりを進めます。

### 4 家庭とのつながり・地域との絆を大切にする教育

家庭とのつながりによる家庭学習・読書活動の推進、地域との絆による子育て環境づくりなど、学校・家庭・地域が一体となった教育を進め、心豊かな人間関係、青少年の健全育成を目指します。

## 5 安心安全な教育環境づくり

安心して学ぶことができる教育環境づくりを実現するため、危機対応力の強化や学校施設の整備を進めます。

## 令和 4 年度教育関係の主要事業について

### 1 高篠中学校校舎大規模改造事業 429,683 千円【教育総務課】

学校施設長寿命化計画に基づき、高篠中学校校舎の大規模改造工事を行う。

(防水、外壁の全般改修、建具、内装、電気・機械設備等の一部改修)

・工事請負費425,740 千円 ・物品等移転委託料他3,943 千円

### 2 影森中学校教室棟大規模改造事業 285,156 千円【教育総務課】

学校施設長寿命化計画に基づき、影森中学校管理教室棟の大規模改造工事を行う。

(防水、外壁、建具、内装、電気・機械設備等の全般改修)

・工事請負費283,200 千円 ・物品等移転委託料他1,956 千円

### 3 入学準備品購入補助金 19,750 千円【学校教育課】

子育て支援のため、令和 5 年度小学校入学児に対し、ランドセル購入費補助金(上限 5 万円)を支給する。

・3月補正予算で債務負担行為を計上 19,750 千円

### 4 情報通信技術支援事業【新規】 11,221 千円【学校教育課】

小中学校において情報機器を活用した GIGA スクール事業を効果的に進めるため、専門的な知見を有する事業者に授業での活用方法等に関する支援業務を委託する。

・委託料 11,221 千円

### 5 秩父第一中学校共同調理場改修設計業務委託 2,891 千円【保健給食課】

秩父第一中学校共同調理場を、今後も数十年にわたり安全に使用していくためには、老朽化した建物の改修が必要なため、改修箇所を精査し設計委託を行う。

・人件費 1,095 千円 ・諸経費 1,095 千円 ・技術料等経費 438 千円



## **6 学校給食費の公会計化推進 1,345 千円 【保健給食課】**

学校給食費の公会計化に向けて、諸課題の検討・準備を行う。給食費管理システムの事前構築を行い、令和5年4月からの給食費公会計化を目指す。

・委託料 825 千円 ・電算機使用料 377 千円 ・印刷製本費 143 千円

## **7 秩父祭笠鉾屋台管理事業 17,460 千円 【文化財保護課】**

長年より劣化が進んだ本町屋台の軒支輪彫刻、本芸座・仮芸座の修理工事を行う。

・消耗品費 43 千円 ・印刷製本費 10 千円 ・工事請負費 17,407 千円

## **8 セーフスクール推進事業 3,107 千円 【教育研究所】**

令和3年度のインターナショナルセーフスクール認定校（秩父第二中学校区の秩父二中・花の木小・南小）3校の活動を、他の市内小中学校に広げ、すべての学校において、児童生徒・教職員・PTA・地域の方々が横断的に協働することで、より安全・安心な学校づくりへの取組を推進する。

・消耗品費 693 千円 ・印刷製本 104 千円 ・修繕費 2,310 千円

## 給食全般について

### 1 秩父第一中学校共同調理場改修工事について

同調理場施設は、建築後 29 年経過し、至る箇所で機器・設備の老朽化が見られ、修繕を行いながら稼働している状態です。今後、安心・安全に稼働し、給食を提供していくためにも、修繕箇所の優先順位を適切に見極め改修工事を行う予定です。(4 校分 1, 256 食/1 日)

### 2 給食費の公会計化について

学校給食費の公会計化とは、給食費収入と食材費支出を調理場独自の会計で管理するのではなく、市の予算に計上し管理することです。給食費の徴収に携わっている教職員等の働き方改革の一環として、学校現場の業務改善を図り、また、安定して食材を供給するために学校給食費を公会計化していく予定です。

### 3 学校給食における有機（オーガニック）農産物の提供について

農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて生産された農産物を学校給食に取り入れる考えであります。

昨今、SDG s への対応が、あらゆる分野で重視されており、農林水産省は有機農業の推進に力を入れております。しかし、手間やコストがかかるため、生産者を増やすには、安定した消費先が必要不可欠であり、その期待されている消費先が【学校給食】ともいわれております。